

No	応募要領の項目	質問内容	質問回答
1	4 応募資格 (1)沖縄県内に事業所を有する法人、大学であること。又は、代表事業者が沖縄県内に事業所を有する法人である共同企業体(役割や費用の分担等が協定書等により定められているものに限る)であること	本店登記が県外(納税も県外)であるが、代表者が県内に居住し、県内で事業活動を行っている場合、応募資格を満たしているか(登記上、県内に事業所がない場合でも応募が可能か)。 上記で応募が難しい場合、どのように条件を満たせば応募が可能となるか。	募集要項、「4 応募資格 (1)沖縄県内に事業所を有する法人、大学であること。又は、代表事業者が沖縄県内に事業所を有する法人である共同企業体(役割や費用の分担等が協定書等により定められているものに限る)であること」に示されております通り、応募にあたっては、応募される事業者(共同企業体を組成する場合は、代表事業者)が県内に事業所(営業所も可)を有していることが必要となります。
2	5 応募手続きとスケジュール (2)提出書類 工) 対象経費積算書	収入と支出について、「収入合計①と支出合計③が一致すること」と記載があるが、例えば支出合計が120万円に対し、収入合計が補助経費で80万円、参加費等の収入で50万円だったとすると、収入が130万円となり、この場合は①と③が一致しないが、補助金額が下がるということか。 収入と支出についてどのように一致させるのかをご教示いただきたい。	募集要項、「3 補助事業者募集の内容」に記載のある通り、本補助金の補助率は、事業費の2/3となっており、補助金額は2/3を上限に設定されます。しかしながら、事業実施の結果、事業費の1/3を上回る収入が得られた場合は、補助金額は、事業費から収入を差し引いた金額を算出し、確定となります。そのため、事業費の2/3以下となるケースも考えられます。ご注意ください。
3	4 応募資格 (3)同一の事業又は内容で、国、公共団体、又はそれに準ずる公的補助制度による補助(委託事業を含む)を受けていないこと	公共団体の事業を受託した事業者から、補助事業者が受注してモニタツアー等を受けることは、補助事業となるのか。	公共団体が委託元となる事業へ、補助事業者が自社の商品・サービスの販売を行い、補助事業での取り組みとして報告をいただくことは可能です。ただし、商品・サービスの提供に必要となる経費等を、委託元となる公共団体への請求として計上し、かつ補助事業経費としても計上すると、募集要項「4 応募資格(3)同一の事業又は内容で、国、公共団体、又はそれに準ずる公的補助制度による補助(委託事業を含む)を受けていないこと」に抵触することから、補助対象として認められない可能性があります。ご注意ください。
4	5 応募手続きとスケジュール (2)提出書類 力) 実績書	補助金等実績について、補助金を受けたことがない。これは、行政関連の受託事業等は記入したほうがよいのか。	「様式6 補助金等実績書」では、補助金の実績を記入ください。公的機関からの受託実績等は不要となります。実績がない場合は、様式6に実績なしと記載の上、ご提出ください。
5	7 補助事業における補助対象経費 人件費	この事業が採択されることにより採用を行いたい、その際の人件費等については、計上可能か。 予定している労働規約等を基準とした計上でよいのか。	補助対象経費について、応募時は見込での計上となることから、人件費についても見込での計上は可能です。人件費単価や就業時間・期間等については、補助事業者における基準での計上をお願いします。 ただし、見込として計上された各種経費については、事業完了報告時に経費証拠書類(証憑)を精査の上、支出が適正であると認められた経費のみが対象となります。応募当初の経費がすべて認められることが確定しているわけではない点について、ご注意ください。

No	応募要領の項目	質問内容	質問回答
6	その他	応募説明会で利用していた資料を参考にしたいが、提供は可能か。	応募説明会での資料の提供は予定しておりません。ご了承ください。
7	4 応募資格 (1)沖縄県内に事業所を有する法人、大学であること。又は、代表事業者が沖縄県内に事業所を有する法人で共同企業体(役割や費用の分担等が協定書等により定められているものに限る)であること	今年度、これから事務所の開設届を出す予定となっており、申告・納税は来年からを予定しているが、応募資格として認められるか。	新たに事業所を開設する見込の事業者におかれては、補助金交付申請手続き開始までに、事業所を開設いただくことを条件に、応募が認められます。応募の際に、追加で開設届の提出状況等について証明する書類(法人設立届出書の控え等)をあわせてご提出ください。 なお、補助金の交付決定には、県内に事業所を有していることが必須条件であることから、事業所の開設が確認できない場合は、採択をされた場合でも、補助金の交付決定が行われません。ご注意ください。
8	7 補助事業における補助対象経費	自社のツール(アプリ)や広報媒体(Web, 雑誌, DM等)を活用した場合の費用計上はどのようにすればよいか。	補助事業対象経費として、補助事業者の利益相当分が含まれている場合、補助金の対象として認められません。利益等排除の方針として、以下の原則のとおりとしております。下記にのっとり、ご提案ください。 1. 利益排除の対象となる調達先は、申請企業・連携企業その他、連結グループ企業を指します。 2. 補助対象経費は、原価をもって対象とします。原価とは当該調達物の製造原価を指します。 3. 連携企業やグループ企業に発注する場合は、当該取引価格原価相当であると証明できる場合、若しくは、一般競争の結果、最低価格であった場合は補助対象経費とします。
9	7 補助事業における補助対象経費	新たなビジネスモデル構築にあたり、発生する既存アプリのカスタマイズ費用は、補助対象経費になるか。	補助事業としてご提案をいただいた事業の中で開発・製造される商品・サービスの開発費用等については、補助対象経費として認められます。ただし、経費として最終的に認められるためには、経費精算時に必要となる経費証拠書類(証憑)のご提出も必要となる点は、十分ご注意ください。
10	7 補助事業における補助対象経費	職員人件費の「直接作業時間」の算出の基準等はあるか。	職員人件費における「直接作業時間」とは、補助事業の実施に従事した時間を指します。算出の根拠として、業務日報や従事時間に関する根拠資料をご提示いただくこととなります。